

「見える化要件」について

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

当法人では、平成31年3月より、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを取得し、諸規定の整備とキャリアアップ制度の導入を行い、賃金の改善を実施しております。

その後、介護人材確保の取り組みをより一層進めるため「経験・技能のある障害福祉人材に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとともに、障害福祉人材の更なる処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることを前提とした制度」特定加算が創設されました。

当法人としては、介護職員の確保・定着につなげていくため、現行の「福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」と令和4年4月より「福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)」を算定いたしております。

特定処遇改善加算に対する具体的な取組内容

○資質の向上

- ・その他(障がい福祉に限らない、語学、文化、社会性の教育実施)

○労働環境・処遇改善

- ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規・休暇・休暇制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による福祉・介護職員の事務負担軽減
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室、分煙スペース等の整備
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

○その他

- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減
- ・障がい福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮・短時間正規社員制度の導入等)
- ・地域の児童、生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・その他(障がい者雇用の実施)